

2026年5月14日

各位

上場会社名	株式会社	アマダ
代表者	代表取締役 社長執行役員	山梨 貴昭 (コード番号 6113 東証プライム)
問合せ先	取締役上席執行役員 経営財務担当	三輪 和彦
電話番号	0463-96-1111 (代表)	

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月26日開催予定の第88期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社は、監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の高度化を図るとともに、迅速な意思決定と機動的な業務執行を遂行することを目的に、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 2025年5月に株式会社エイチアンドエフ、同年7月にピアメカニクス株式会社を子会社化したことに伴い、両社が営んでいる事業内容に合わせ、現行定款第2条に両社の事業目的を追加するものであります。
- (3) 機動的な経営体制を整備するため、現行定款第20条の役付取締役等に関する規定の削除を行うとともに、役員構成に合わせた柔軟な会議体運営を図るため、株主総会及び取締役会の招集者と議長を取締役会において選定する旨の規定として現行定款第14条及び第22条を変更するものであります。
- (4) 取締役がその能力を十分に発揮し、迅速かつ積極果敢な意思決定ができる環境を整備するため、取締役会の決議により法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、適切な人材の確保を図るため責任限定契約を締結することができる対象を非業務執行取締役等に拡大する旨の規定として、現行定款第24条を変更するものであります。なお、同規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 機動的な株主還元を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定として、定款第34条を新設し、併せて内容が重複する現行定款第34条及び第35条を削除するものであります。
- (6) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

2026年6月26日

定款変更の効力発生日（予定）

2026年6月26日

以上

(下線が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商号) 《条文省略》	第 1 条 (商号) 《現行どおり》
第 2 条 (目的) 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと ならびに次の各号に掲げる事業を営む会社 (外 国会社を含む)、組合 (外国における組合に相 当するものを含む) その他これらに準ずる事業 体の株式または持分を所有することにより、当 該会社等の事業活動を支配または管理するこ とおよびこれらに附帯または関連する事業を 営むことを目的とする。	第 2 条 (目的) 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと ならびに次の各号に掲げる事業を営む会社 (外 国会社を含む)、組合 (外国における組合に相 当するものを含む) その他これらに準ずる事業 体の株式または持分を所有することにより、当 該会社等の事業活動を支配または管理するこ とおよびこれらに附帯または関連する事業を 営むことを目的とする。
(1) 金切帯鋸盤およびその他金属工作機械器 具の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、 点検、検査	(1) 金切帯鋸盤およびその他金属工作機械器 具の開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、 点検、検査
(2) レーザ加工機、プレス機械およびその他 金属加工機械器具の開発、製造、販売、修 理、賃貸、保守、点検、検査	(2) レーザ加工機、プレス機械およびその他 金属加工機械器具の開発、製造、販売、修 理、賃貸、保守、点検、検査
(3) 電子機器の開発、製造、販売、修理、賃 貸、保守、点検、検査	(3) 電子機器の開発、製造、販売、修理、賃 貸、保守、点検、検査
(4) 前各号の機器に関連するソフトウェアお よびコンピューターを利用した情報ネット ワークシステムの開発、販売、修理、賃貸、 保守、点検、検査	<u>(4) 電子部品加工機械およびその周辺装置の 開発、製造、販売、修理、賃貸、保守、点 検、検査</u>
(5) 前各号に関連する金型、工具、付属品お よび部分品の開発、製造、販売、修理、賃 貸、保守、点検、検査	<u>(5) 印刷機械の開発、製造、販売、修理、賃 貸、保守、点検、検査</u>
(6) 前各号の古物の売買ならびにその受託販 売、各号の技術およびノウハウの販売	<u>(6) 運搬機械の開発、製造、販売、修理、賃 貸、保守、点検、検査</u>
(7) 前各号に関連する商品の製造および研究 開発の受託	<u>(7) 前各号の機器に関連するソフトウェアお よびコンピューターを利用した情報ネット ワークシステムの開発、販売、修理、賃貸、 保守、点検、検査</u>
(8) 土木、建築、電気、鉄骨、プラントおよ び造園工事の設計、施工、監理、請負	<u>(8) 前各号に関連する金型、工具、付属品お よび部分品の開発、製造、販売、修理、賃 貸、保守、点検、検査</u>
(9) 育 林 業	<u>(9) 前各号の古物の売買ならびにその受託販 売、各号の技術およびノウハウの販売</u>
(10) 不動産の賃貸および管理	<u>(10) 前各号に関連する商品の製造および研究 開発の受託</u>
(11) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車 運送業、貨物軽自動車運送業ならびに貨物 利用運送業	<u>(11) 土木、建築、電気、鉄骨、プラントおよ び造園工事の設計、施工、監理、請負</u>
(12) 総務、会計・経理、購買および人事、労 務管理に関する業務等の代行	<u>(12) 育林業</u>
(13) 労働者派遣事業	<u>(13) 不動産の賃貸および管理</u>
(14) 前各号に関連する仲立業	<u>(14) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車 運送業、貨物軽自動車運送業ならびに貨物</u>
(15) 前各号に関連する一切の事業	

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する業務を営むことができる。</p> <p>第3条（本店の所在地） 《条文省略》</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第4条（公告の方法） 《条文省略》</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第9条 《条文省略》</p> <p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第11条（株式および新株予約権に関する取扱い等ならびに手数料） 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>利用運送業 (15) 総務、会計・経理、購買および人事、労務管理に関する業務等の代行 (16) 労働者派遣事業 (17) 前各号に関連する仲立業 (18) 前各号に関連する一切の事業</p> <p>② 当社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する業務を営むことができる。</p> <p>第3条（本店の所在地） 《現行どおり》</p> <p>第4条（機関） <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条（公告の方法） 《現行どおり》</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 《現行どおり》</p> <p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第12条（株式取扱規程） 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条（基準日） 《条文省略》</p>	<p>第13条（基準日） 《現行どおり》</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第13条（招集） 《条文省略》</p>	<p>第14条（招集） 《現行どおり》</p>
<p>第14条（招集者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u> ② <u>取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第15条（招集者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。</u> ② <u>前項に定める取締役に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第15条～第17条 《条文省略》</p>	<p>第16条～第18条 《現行どおり》</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条（取締役会の設置） <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第19条（取締役の定員および選任） 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新設)</p>	<p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u> ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>② <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>③ <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第20条（取締役の選任）</p>
	<p><u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</u> ② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
<p>第20条（代表取締役、役付取締役、相談役、顧問および支配人） <u>取締役会の決議をもって取締役名誉会長、取</u></p>	<p>第21条（代表取締役） <u>取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>② <u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長は、各自会社を代表する。</u></p> <p>③ <u>取締役会の決議により相談役、顧問および支配人各若干名を置くことができる。</u></p>	<p><u>締役を選定する。</u></p> <p>② <u>代表取締役は、各自会社を代表する。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第21条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条 (取締役の任期)</p> <p><u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条 (取締役会の招集)</p> <p><u>取締役会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第23条 (取締役会の招集)</p> <p>(削除)</p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>前項に定める取締役に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>③ <u>取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第23条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第24条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、<u>取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)</u>の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>第25条 (取締役会規程)</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第26条 (取締役の報酬等)</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p><u>第24条 (社外取締役の責任限定契約)</u> (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p><u>第27条 (取締役の責任免除)</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p><u>第25条 (監査役および監査役会の設置)</u> <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第26条 (監査役の設定員および選任)</u> <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u> <u>② 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>③ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第27条 (監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第28条 (監査役会の招集)</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>第29条（社外監査役の責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第28条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第29条（監査等委員会の招集）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p><u>第30条（会計監査人の設置）</u> <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条～第32条 《条文省略》</p>	<p>第31条～第32条 《現行どおり》</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第33条（事業年度） 《条文省略》</p>	<p>第33条（事業年度） 《現行どおり》</p>
<p><u>第34条（期末配当金）</u> <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期末配当金という。以下同じ）を支払う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第35条（中間配当）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当という）をすることができる。</p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第34条（剰余金の配当等）</u></p>
	<p>当社は、剰余金の配当、自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
	<p>② 当社は、毎年3月31日のほか、9月30日その他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</p>
<p>第36条（配当金の除斥期間） 《条文省略》</p>	<p>第35条（配当金の除斥期間） 《現行どおり》</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p>
	<p><u>（責任限定契約に関する経過措置）</u> 第88回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条の定めるところによる。</p>